

地球温暖化対策の検討に関する専門委員会について

1 設置の目的（設置要綱第 1 条）

本県の地球温暖化対策の強化について検討する。

2 委員会の所掌事項（設置要綱第 2 条）

次の事項について、専門的な議論を幅広く行い、意見、提言等を行う。

- (1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画の策定及び進行管理に関すること
- (2) 本県の温暖化対策に係る施策に関すること
- (3) その他、環境部長が必要と認める事項

3 委員の任期（附属機関等の管理に関する要綱第 5 条）

原則 2 年以内

※ 現委員の任期の設定は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 30 日まで

4 委員の在任期間（附属機関等の管理に関する要綱第 5 条）

原則連続して 2 期まで（職指定等で任命される者を除く）

5 小委員会の設置（設置要綱第 5 条）

委員会は、特定事項を調査検討するために必要があるときは、小委員会を置くことができる。

（参考）過去に設置した小委員会

- ・ 目標設定型排出量取引制度小委員会（平成 25～26 年度）
- ・ 目標設定型排出量取引制度の検討等に関する小委員会（平成 21～23 年度）
- ・ 環境みらい都市認定等の検討に関する小委員会（平成 21～23 年度）

6 会議の公開（設置要綱第 6 条）

会議は公開する。

※ ただし、状況により非公開とすることができる。

7 過去の会議開催状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
回数	4	1	1	1	2	2	4	1	0

8 今回の専門委員会開催の目的等

(1) 開催の目的

次期「埼玉県地球温暖化対策実行計画」の策定に当たり、御意見をいただくため。

(2) 開催の背景

ア パリ協定の採択・発効

2015年12月に、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組みであるパリ協定が採択された（2016年11月発効）。

パリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑え、また1.5℃未満に抑える努力をするように言及されている。

イ 国「地球温暖化対策計画」の閣議決定

2016年5月、我が国においても、温暖化対策を総合的、計画的に進めるため、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。

ウ 新たな県計画の策定の必要性

本県においては、埼玉県地球温暖化対策計画を2009年2月を策定（2015年3月改訂）し、2020年における温室効果ガス排出量を2005年比で21%削減するという目標を掲げ、温暖化対策の取組みを実施している。

今後、上記ア、イのような地球温暖化対策に係る世界的な動向を踏まえ、本県でも今後の温暖化対策を推進するため、新たな削減目標の設定及び温暖化対策実行計画の策定が必要となっている。

(3) 埼玉県地球温暖化対策実行計画の位置付け

本計画は、法令等により以下のとおり位置付けられている。

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」

イ 埼玉県5か年計画及び埼玉県環境基本計画を上位とする個別計画